

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立長沼小学校
校長氏名 富 永 暢 久 公印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標である「○元気で明るい子ども ○よく考え創造力のある子ども ○思いやりのある子ども（重点）○責任を重んずる子ども」をめざし、自他の命を大切に、社会貢献する意欲と態度を養うために、確かな学力・豊かな人間性・健やかな心と体などの生きる力の育成を図っていく。特別支援教育を推進し、個に応じた支援の充実に取り組んでいくため、次のように特別支援教室の教育目標を設定する。

○児童一人ひとりの特性に合わせた学習支援を行い、在籍学級での児童の学習能力や集団適応能力の伸長を図る。

○巡回指導教員と学級担任や保護者と連携し、発達障害への理解の促進、並びに在籍学級の運営の安定化に寄与する。

2 教育目標を達成するための基本方針

①巡回指導教員と学級担任、特別支援教育コーディネーター等との協働により、児童の特性に応じた学習、行動、社会生活上の課題の改善をめざした指導を行う。

②児童一人ひとりの実態に加え、取り巻く環境や教育的ニーズなど、幅広い視点を踏まえて、指導の内容や方法を選択し、将来の社会生活につながるような指導を行う。

③保護者、学級担任、巡回指導教員の三者が相互に連携し、個別指導計画（連携型個別指導計画）・学校生活支援シートをはじめとした教育支援のための計画を作成し、共通の認識をもった指導と定期的な評価を行う。

○特別支援教室専門員による校内における連絡・調整や、巡回指導教員との連絡・調整を効果的に行い、特別支援教室の円滑な運営を行う。

○巡回相談心理士等による指導・助言、支援の活用を効果的に行い、特別支援教室の円滑な運営を行う。

3 指導の重点

①自立活動については、児童一人ひとりの困難さに基づき、「人間関係の形成」及び「コミュニケーション」を中心に指導を行う。

②在籍の学級における学習内容のうち、適切に身に付けるべき内容について、自立活動と関連付け、障害の特性に応じた指導を行う。

4 その他の配慮事項

①年間35週、1週間に1～2時間の指導（小集団指導・個別指導）とし、1単位時間は45分とするが、学習内容に変化をもたせるなどして、課題に対して集中して取り組めるように配慮する。

②児童の実態に応じて、指導形態（小集団指導・個別指導）の工夫やグループ編成の配慮を行う。

③多様化する教育的ニーズに応じていくため、指導内容や方法に関する研修を深めるとともに、児童理解や特性理解に必要な知識を基礎にした、より高い専門性をもった指導を行う。

④巡回指導教員と保護者、学級担任、専門機関、地域社会との連携を十分に図り、校内委員会を活用して指導内容等の見直しを図り、情報共有、校内研修の実施、巡回相談、三者面談等多様な形態による支援も取り入れて、児童一人ひとりの指導に活かす。